

# 令和5年度相楽広域行政組合会計年度任用職員 募集案内

相楽広域行政組合で任用する会計年度任用職員（休日応急診療所管理事務職員）（地方公務員法第22条の2第1項に基づき任用される会計年度任用職員）の募集については、以下のとおりとなります。

## 1 応募方法

「令和5年度相楽広域行政組合会計年度任用職員申込書兼履歴書」に必要事項を記入し、写真を貼付のうえ、「15 提出先及び問合せ先」に記載の提出先に持参又は郵送で提出してください。

※ 資格免許等が必要な職種については、資格証等の写しを添付してください。

## 2 募集受付期間

令和5年3月17日（金）～3月31日（金）

※ 持参される場合の受付時間は、平日の8時30分から17時15分までです。

※ 必要人数に達した場合は募集を締め切ります。

## 3 職種

休日応急診療所管理事務職員

## 4 業務内容

休日応急診療所の管理事務

## 5 募集人数

1人

## 6 選考方法

書類選考を行い、面接等の選考を行ったうえ、任用を行います。

## 7 任用期間

1会計年度（4月1日～翌年の3月31日）までの範囲内で任用を行います。

※ 任用期間中の勤務実績等により、翌会計年度にも引続いて任用する場合があります。

## 8 勤務場所・勤務時間

- |         |                       |
|---------|-----------------------|
| （1）勤務場所 | 相楽休日応急診療所             |
| （2）勤務時間 | 8時00分から13時45分（休憩時間なし） |

## 9 資格免許等

普通自動車免許

## 10 休日・休暇

年次有給休暇・諸休暇なし

## 11 報酬

- ・平常休日：（時給1,200円）
- ・5月3日、4日、5日：（時給1,350円）
- ・年末年始（12月31日から～1月3日まで）並びに12月30日又は1月4日が日曜日の場合：（時給1,600円）

## 12 手当等

- |           |            |
|-----------|------------|
| (1) 通勤手当  | 組合規則に基づき支給 |
| (2) 給与支給日 | 翌月16日支給    |
- ※ 当日が金融機関休業日の場合は、職員の給与条例に規定に準じます。

## 13 社会保険等

- |            |      |
|------------|------|
| (1) 社会保険   | なし   |
| (2) 公務災害補償 | 労災保険 |

## 14 留意事項等

- 1 会計年度任用職員は、地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- 2 会計年度任用職員は、兼業・副業を行うことができます。
- 3 地方公務員法第16条に規定する以下の欠格条項に該当する場合は、応募することができません。
  - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - (2) 相楽広域行政組合職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 15 提出先及び問合せ先

相楽郡広域事務組合事務局  
〒619-0214  
京都府木津川市木津上戸15番地  
☎ 0774-72-0421  
FAX 0774-72-0470